

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項	公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の位置及び構造の認定	建築指導課

1 審査基準は、別添の平成11年4月28日付建設省住指発第201号・建設省住街発第48号による建設省住宅局長通達「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」の第5及び同別紙4の「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」によるものとする。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。